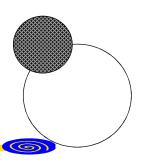
~くらしの最低保障引き下げに NO!~



「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」 入会のお誘い



昨年8月、生活保護基準が切り下げられました。2015年4月まで3回に渡り、最大で10% の削減が予定されています、生活保護基準は、最低賃金や年金、就学援助など多岐の制度に及 びます、そうした重要な「暮らしのものさし」が根拠なく決められ、国民の暮らしが脅かされ る事態に、何とか押し留めようと訴訟に立ち上がった人たちがいます。

我が国の「健康で文化的な最低限度の生活」を問うこの訴訟の勝利をめざし、多くの人たち とつながり、原告を支援し、運動の輪を広げていきたいと会を組織しました。

この活動はほとんど手弁当での取り組みですが、集会や広報等継続していくための費用がど うしても必要となります、会員の輪を広げ末長く応援してくださるよう呼びかけています。 どうぞよろしくお願いいたします.

「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」 代表 寺久保光良

〈連絡先〉さいたま司法書士事務所 民てらす(広瀬)

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 1-10-6 ベルセ高砂 404 TEL 048 (815) 6978 / FAX 048 (815) 6977

〈振込先〉 埼玉りそな銀行 桶川支店 普通預金4598116

生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会 会計 飛鳥井 行寛





領収証									
様									
	上 上 年 月 日 年度会費として領収いたしました 担当者 生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会 印								
Γ <u>έ</u>	主活保護基	準引下げ	反対埼玉連續	絡会」に入会します	す		年	月	В
1	お名前								
2	会費				円	(※1	□ 1,000	円・団体(50以上)
3	連絡先	住所							
		電話	()	<u>FA</u> `	X	()	
	<u>E-mail</u> (取扱い団体) (担当者)								

「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」申し合わせ

1 (名称)

本会の名称を「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」とします

- 2 (目的)
- 1) 生活保護基準引き下げに対し審査請求できることを広め、 支援します
- 2) 生活保護基準引下げ違憲訴訟の勝利をめざします
- 3) 健康で文化的な生活の保障を求める運動を進めていきます
- 4) 生存権裁判を支援します
- 3 (活動)
- 1) 生活保護基準引下げに対する審査請求について 審査請求が行えることを広め、相談会の実施や書類作成等 当事者への支援活動を行います
- 2) 訴訟の勝利をめざして 原告・弁護団・支援者が一体となって協議を進めます. 学習,裁判傍聴など裁判支援活動を行います
- 3) 運動の輪を広げていく取り組みを行います ニュース発行などの広報活動,集会を企画し多くの人たち に伝えていきます
- 4) 財政基盤の確保 これら活動を広く継続して行うための費用を捻出します
- 5) その他, 目的達成に必要なことを行います.

4 (会員)

- 1) 本会は、目的に賛同する団体・個人によって構成します
- 2) 会員は以下の約束を守ります
 - ○相互に会の目的を共有し、目的から外れる行為は行い ません
 - ○会員からの関連行事の情報交換を図りつつ、 賛同・参加は個人の意思を尊重します

5 (役員)

- 1) 代表 1名 副代表 若干名 事務局員 若干名 会計 1名 会計監査 1名
- 2) 役員は世話人会にて選出し、1年ごとに改選します。ただし重任は妨げません。
- 6 (組織と運営)
- 1)世話人会
 - ○役員、会員有志、原告・弁護・支援者団の代表で世話人 会を開き、意思疎通を図りながら日常活動を進めます.
 - ○重要事項についての協議・調整、役員の補充および総会 (または報告集会)を招集します。
 - 2) 総会または報告集会 必要に応じて総会または報告集会を開催し、会の諸活動 の基本について会員の合意をはかることとします

7 (財政)

本会の財政は、会費及びカンパなどによって運営します

- 1) 年会費 1 口 1,000 円以上 (団体は 5 口以上) ただし、やむをえない事情がある場合にはこの限りとしません
- 2) 支援カンパを積極的に募ります

8 (連絡先)

会の連絡先を以下とします さいたま司法書士事務所 民てらす (広瀬) さいたま市浦和区高砂1-10-6ベルセ高砂404 TEL 048 (815) 6978/FAX 048 (815) 6977

9 (発効)

本申し合わせは、2014年7月19日をもって発効します